

令和4年度

八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付手続きのご案内

八千代市では、市民の生活環境の保全を図るため、地域猫に適正な管理活動を行っている団体に対して、不妊去勢等手術費用の一部を助成します。

地域猫活動とは、地域住民が主体となり、活動地域の理解と協力を得て、飼い主のいない猫を一代限りの生を全うするまで適切に管理していく活動であり、人と飼い主のいない猫が共生していくための有効な手段のひとつと考えられています。活動内容としては、給餌場や排せつ場の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化などが挙げられます。

〈 申請期間 〉

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)

- ※ 申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、当面の間、郵送での助成金申請の受付を可能としますので、積極的にご活用ください(団体登録申請につきましては窓口でのご提出をお願いします)。
- ※ 郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請受付分後とします。

〈 助成対象 〉

対象となる申請団体、猫について、以下すべての項目に該当すること。

1. 申請団体

◎八千代市地域猫活動団体登録を受けている団体であること。

※ 助成を受けるためには、**事前に団体登録**が必要になります

(登録申請についてはP2参照。すでに登録のある団体は登録申請不要です。)

2. 猫

◎申請団体により地域猫として管理されていることを**市に届出している猫**であること。

◎令和4年度に不妊去勢の手術を受け、耳先V字カットさせた猫であること。

※ 本年度は**手術後に交付申請及び実績報告**が必要になります。

手術前の交付申請は不要です(手続きの流れはP3参照)。

【団体登録要件】

- ・市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者を代表者とする同一の世帯に属さない3人以上で構成されていること。
 - ・地域猫活動に係る地域が八千代市の区域内であること。
 - ・地域猫活動に係る地域の土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)及び当該地域に属する自治会その他の地域的な共同活動を行う団体(以下「自治会等」という。)から当該地域猫活動について同意を得ていること。
 - ・地域猫活動に係る地域の住民等に対し、継続的に、当該地域猫活動の趣旨及び内容の周知並びに活動報告を行っていること。
- ※ ただし、市長が必要と認めるときは、当該要件の一部を満たさない団体の登録を行うことができる。

〈 助成金額 〉

猫1匹につきメス10,000円、オス5,000円を助成限度額とします。

※ 不妊去勢手術・耳先V字カットに要した費用または助成限度額のいずれか少ない額を助成します。

※ ワクチン等に要した費用は助成の対象外となります。

〈 申請・問合せ先 〉

八千代市 環境保全課 環境政策室

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5 電話: 047-421-6767(直通)

〈 地域猫活動団体の登録及び登録後の流れ 〉

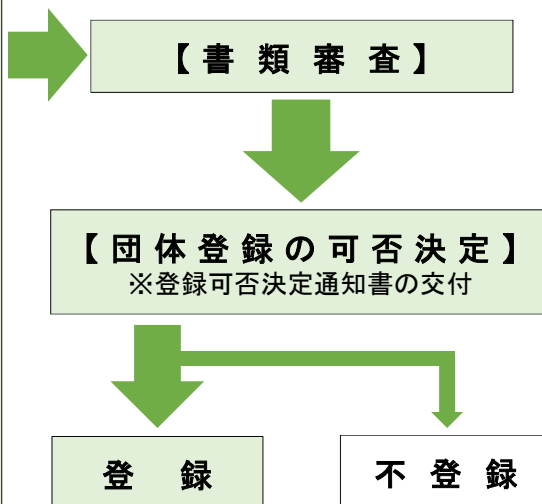
(1) 地域猫活動団体登録の流れ(すでに登録のある団体は申請不要)

【地域猫活動団体登録の申請】

以下の書類を環境保全課環境政策室へ提出

※郵送や電話による申請はできません。また、申請者(代表者)の本人確認を行いますので、申請の際は本人確認書類(運転免許証、旅券、健康保険証等)を持参してください。

- 八千代市地域猫活動団体登録申請書
- 地域猫活動団体構成員名簿
- 管理している地域猫の一覧表
- 管理している地域猫の写真(顔だけでなく、全身が確認できるもので、一匹ずつ写っているもの(カラー))
- 地域猫活動に係る地域を示す図面及び写真(給餌及び排せつのための場所の位置を当該図面に示したもの、給餌及び排せつのための場所の写真(カラー))
- 地域猫活動に係る地域の土地所有者等及び当該地域に属する自治会等から当該地域猫活動について同意を得ていることを証する書類(土地所有者等及び自治会等の同意書。なお、自治会等及び活動団体名が連名により明記された自治会回覧文書などは自治会等より同意が得られたものとみなします)。
- 地域猫活動に係る地域の住民等に対し、継続的に、当該地域猫活動の趣旨及び内容等の周知並びに活動報告を行っていることを証する書類(チラシ、自治会回覧文書、設置した看板の写真(カラー)など)
- 誓約書
- 地域猫活動団体登録申請チェックシート



※登録制度を設けることにより、団体の管理を行います。

(2) 地域猫活動団体登録後の流れ

① 不妊去勢等手術費用助成金の申請

→P3「地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付申請の流れ」を参照してください。

② 地域猫活動報告書の提出

→登録を受けた団体は、毎年4月30日までに前年度の活動内容を「八千代市地域猫活動報告書」に記入の上、環境保全課環境政策室に提出してください。

③ 地域猫活動団体解散・申請事項変更届の提出

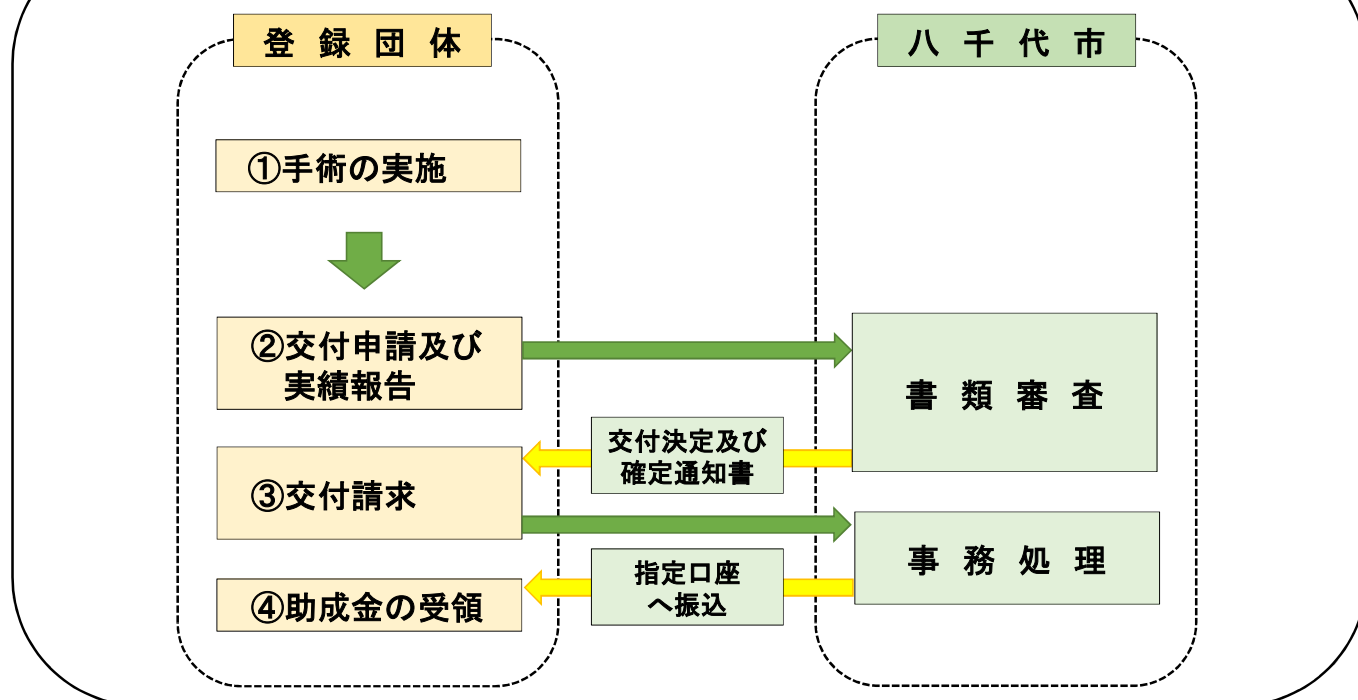
→登録を受けた団体を解散したとき又は登録事項に変更が生じたときは、速やかに「八千代市地域猫活動団体解散・申請事項変更届」に記入の上、必要書類を添えて環境保全課環境政策室に提出してください。

なお、変更届の提出が必要な変更は以下のとおりです。

- ・登録団体の名称、代表者、代表者住所、代表者電話番号
- ・構成員の氏名、住所、電話番号、役職等
- ・管理している地域猫
- ・地域猫活動をする地域や給餌場、排せつ場の位置
- ・給餌場等を設置する土地に係る所有者等

〈 地域猫不妊去勢手術費用助成金交付申請の流れ 〉

※団体登録完了後に申請可能となります。



① 手術の実施

猫の不妊去勢等手術を令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)に実施してください。

令和4年度より前に実施した手術は助成対象外です。

※ 捕獲, 手術等において生じた事故等は, 申請者の責任で処理してください。

届出していない猫について

地域猫として管理していることを市に届出している猫が助成対象となるため, まだ届出していない猫を手術する場合, 交付申請前に「八千代市地域猫活動団体解散・申請事項変更届」により地域猫として追加してください(交付申請と同日可)。

その場合, 耳先V字カットされていない不妊去勢等手術を受けさせる前の地域猫の写真を添付していただくため, 写真の撮り忘れにご注意ください。

猫の捕獲について

- ・猫の捕獲は申請者及びその団体で行ってください。捕獲は令和4年度より前でも構いません。
- ・八千代市では捕獲器の貸与は行っておりません。

手術の実施について

- ・手術を受けさせる前に, 必ず, 動物病院へ「八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金」交付制度で定める手術を実施できるか確認し, 手術の内容(不妊去勢手術及び耳先V字カット)や料金等についても確認してください。なお, 手術を受ける際は事前に予約するようにしてください。
- ・不妊去勢手術と同時に, メスは左耳に, オスは右耳に耳先V字カットを実施してください。
- ・手術の際は「八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付申請及び実績報告書(第1号様式)」を持参し, 獣医師による証明を受けてください。
- ・手術後は, 必ず, 領収書及び請求内訳書(手術に係る料金であることがわかるものであれば領収書のみでも構いません)を動物病院から受領してください。
- ・手術の際, 病気その他によりショック死等の恐れもあります。
- ・手術後は元の場所に戻し管理を継続するか, 飼い主となる方を探してください。

② 交付申請及び実績報告

以下の書類を、申請期間内に環境保全課環境政策室に提出してください。

※ 郵送可(ただし、締切日必着とする)

- 八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付申請及び実績報告書(第1号様式)
- 領収書及び請求内訳書(手術に係る料金であることがわかるもの)の写し ※原本でも可。裏面に貼付。
- 不妊去勢等手術を受けた地域猫の写真
(耳先V字カット部分を含む全身が確認できるもので、他の猫が写っていないもの。)

地域猫として管理していることを市に届出していない猫の場合は、以下の書類も必要となります。

- 八千代市地域猫活動団体解散・申請事項変更届
- 管理している地域猫の一覧表(追加する猫の記入のみで可)
- 不妊去勢等手術を受けさせる前の地域猫の写真
(耳先V字カットされていない全身が確認できるもので、他の猫が写っていないもの。)

③ 交付請求

書類審査後、申請者宛に「八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付決定(却下)及び交付額確定通知書(第2号様式)」を郵送します。

確定通知書受領後は以下の書類を環境保全課環境政策室に提出してください(郵送可)。

交付申請及び実績報告と同時に提出いただいても構いませんが、その場合、日付及び指令番号は全て未記入でお願いします。

- 八千代市地域猫不妊去勢等手術費用助成金交付請求書(第3号様式)
- 委任状(口座名義が個人名義の場合や登録した団体名と異なる場合のみ必要)

④ 助成金の受領

猫1匹につきメス10,000円、オス5,000円を上限として助成金を申請者の口座に振り込みます。
なお、手術費用が助成限度額を超えた場合は、申請者の負担となります。

注意事項

- ・「申請者」、「請求者」はすべて団体の代表者となります。
- ・「交付申請及び実績報告書」には申請者の押印は必要ありませんが、「交付請求書」には請求者の押印が必要となります。
- ・印鑑は、シャチハタ等を使用しないでください。

〈申請・問合せ先〉

八千代市 環境保全課 環境政策室

〒276-8501 八千代市大和田新田312-5

電話: 047-421-6767(直通)

ホームページ:

「八千代市ホーム>くらしの情報>ごみ・衛生>ペット・動物>地域猫」

URL: <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/123508/page100114.html>